

2020年7月8日 全6頁

# 退職給付会計版 財政悪化リスク相当額を考える

～通常の予測を超えて負担増加する危険に対応する額とは～

コンサルティング企画部 受託計算課  
主任コンサルタント 逢坂 保一

昨今の株式相場の下落による確定給付企業年金（以下、DBという）の積立金への影響が懸念される。積立金の下落は、直ちに年金給付等の支払いに支障をきたすものではないが、積立不足の拡大は財政の安定が損なわれるからだ。現状が「通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険（リスク）」であるかは別として、このようなリスクをベースにした2017年1月導入の比較的新しい財政運営の枠組みに、リスク対応掛金<sup>1</sup>やリスク分担型企業年金<sup>2</sup>がある。

これらは、いずれも財政悪化リスク相当額といって、「通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額」（確定給付企業年金法施行規則第43条）をベースにしている。つまり将来発生する可能性のあるリスクを見込んでDBの財政運営が行われることになる。また、リスク対応掛金やリスク分担型企業年金の枠組みを実施していない全てのDBでも、この財政悪化リスク相当額を考慮した財政運営が行われている。すなわち、DBを実施する企業にとっては、DBの企業財務への影響も大小はあるにせよ考えられ、退職給付会計においてもこのようなリスクの把握は欠かせないものと思われる。

本稿では、DBの財政悪化リスク相当額が取り扱うリスクについて確認し、その考え方や算定方法を活用して、退職給付会計において、このようなリスクを捉える場合の効果・算定方法等について考えてみる。なお、ここではリスク分担型企業年金以外のDBを対象とする。

## 1. 財政悪化リスク相当額とDBの財政運営の仕組み

年金財政は、将来の給付は積立金と掛金収入で賄われるという関係でバランスしている。積立金が目減りしたり、将来の見込みに比べて給付が増加したりすれば、積立不足となり財政の安定が損なわれることになる（図表1 「積立不足の状態」の「積立不足」を参照）。そ

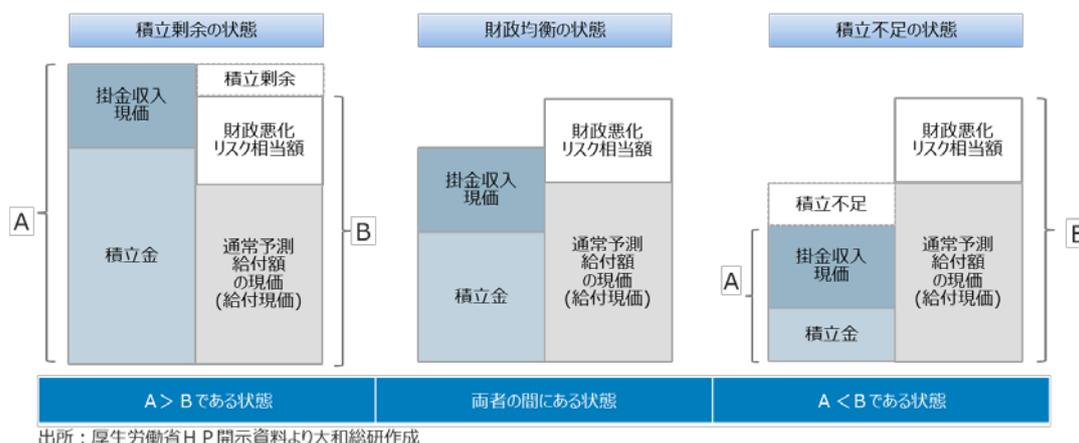
<sup>1</sup> 積立金が抱える運用リスクに対応するため拠出する掛金のこと。企業が好況時に掛金を多く拠出しておくことで、不況時の運用環境の悪化による積立不足に備え、掛金拠出の引き上げを抑制し制度の安定化を図る

<sup>2</sup> 積立金の変動リスクや予定利率の低下リスクといった財政悪化リスク相当額を企業と従業員・受給権者で分担する企業年金。特徴は、給付を増減させることで財政均衡が図られるため、掛金が固定されること

の額を20年に1回の頻度で発生すると予想される最大額として算定したものが財政悪化リスク相当額の考え方となる。20年に1回というのは、積立不足の償却は最大20年となっていることから、仮にその積立不足が生じた場合でも安定的な償却が可能となるよう定められている。

財政悪化リスク相当額を負債として給付現価に上乗せし、財政悪化リスク相当額の範囲内にある限りは財政均衡の状態にあるとすることで、財政の安定化を図るというものだ(図表1「積立均衡の状態」を参照)。財政悪化リスク相当額のない従来の仕組みであれば、積立金の増加・減少が積立剰余・積立不足の発生に直接結びついていた。

図表1 財政均衡の考え方と財政悪化リスク相当額



## 2. 財政悪化リスク相当額の算定で対象とするリスク

次に財政悪化リスク相当額の算定で対象とするリスクを見てみよう。対象とするリスクは大きく分けて2つあり、価格変動リスク(資産の価格変動により積立金の額が低下する危険)、負債変動リスク(基礎率と実績が乖離することに伴い負債が変動する危険)がある。図表1の財政均衡で言えば、価格変動リスクは積立金に、負債変動リスクは給付現価や掛金収入現価に対応する。

財政悪化リスク相当額の算定方法には、標準算定方法と特別算定方法がある。標準算定方法では、価格変動リスクのみが対象となる。一方、特別算定方法では、負債変動リスクが対象リスクに含まれるが、考慮するように努めることとあり算定しなくてもよいとされている。多くのDBで標準算定方法を採用していると思われるが、リスク係数対象資産<sup>3</sup>以外の

<sup>3</sup> 6つの資産(国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、一般勘定、短期資産)

資産が 20%以上の場合には、この特別算定方法が義務づけられている。ただ、この方法は様々な方法が考えられ定まった方法ではないため、厚生労働大臣の承認（一部承認不要）を受ける必要がある。

価格変動リスクと負債変動リスクの具体的な算定方法については、次項で退職給付会計上の財政悪化リスク相当額との比較を通じて述べる。

### 3. 退職給付会計上の財政悪化リスク相当額

冒頭で述べたように、企業財務への影響まで考慮するならば、退職給付会計についてもDBの財政悪化リスク相当額のような考え方でリスクの把握を行っておくべきと考える。図表 2 に退職給付会計において財政悪化リスク相当額の算定について考えた場合の一例を、DBの算定方法と合わせて示した。

図表 2 財政悪化リスク相当額の算定方法

	DB	退職給付会計版
考え方	20年に1回の頻度で発生すると予想される積立不足の最大額	20年に1回の頻度で発生すると予想される負担増加額の最大額
効果・目的	財政悪化リスク相当額の範囲内にある限り財政均衡とすることで財政を安定化	(例) 負担増加額を事前に算定することにより制度のリスクを把握
価格変動 リスク	(標) リスク対象資産の額にそれぞれのリスク係数を乗じた合計額 (リスク対象資産以外のその他の資産については調整が必要、その他の資産の割合が20%以上の場合には(特)が義務づけられる) (特) ・ 標準算定方法に準じる方法 ・ TVaRによる方法 ・ リスクシナリオを設定する方法等	(例) DB(標)に準じた方法 (期間20年を変更した場合はリスク係数を見直し)
負債変動 リスク	(特) ・ 予定利率の1%低下に伴う債務の増加額を算定する方法	(例) ・ 基礎率が変動することによる退職給付債務の変動を見込む方法

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎率が変動することによる負債の変動を見込む方法</li> <li>・ 債務及び積立金の単年度変動の実績と予定の乖離を見込む方法</li> <li>・ またはその両方を見込む等</li> </ul>	過去の実績から変動後の基礎率を作成し算定
基礎率 (主なもの)	<p>以下のような場合、基礎率変動または実績により発生する差損が大きくなるケースがあるためリスクを算定すべきか検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定利率：将来的に期待収益率が低下することが想定される場合</li> <li>・ 予定死亡率：終身年金を採用している場合</li> <li>・ 予定脱退率：脱退事由・時期により給付に差を設定している場合</li> <li>・ 予定昇給率：最終給与比例制度等</li> <li>・ 指標の予測：使用している指標の変動が大きい場合</li> <li>・ その他：新規加入者の見込み、一時金選択率等</li> </ul>	<p>(例)</p> <p>DBと同様に基礎率変動により負担増加額が大きくなるケースがあるためリスクを算定すべきか検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割引率：将来的に金利が低下することが想定される場合</li> <li>・ 予定死亡率：終身年金を採用している場合</li> <li>・ 予定脱退率：脱退事由・時期により給付に差を設定している場合</li> <li>・ 予定昇給率：最終給与比例制度等</li> <li>・ 指標の予測：使用している指標の変動が大きい場合</li> <li>・ その他：一時金選択率等</li> </ul>
算定期期	財政計算ごとに定める	<p>(例)</p> <p>DBと同じ時期</p>

※ (標) は、標準算定方法を、(特) は、特別算定方法をそれぞれ示している。特別算定方法は、定まった方法はないため例を示しており、厚生労働大臣の承認（一部不要）が必要となる。

※ TVaR：テイル・バリュー・アット・リスク (Tail Value at Risk) と読み、リスク量を示す概念。ある一定期間における信頼区間での最大損失 (VaR) を越える損失額の平均値をリスク量とする考え方。リスク係数は、過去 20 年程度の各資産のインデックスから期待収益率と標準偏差を計算、正規分布の片側 5%TVaR を算定。

出所：厚生労働省告示、DB数理実務ガイダンスより大和総研作成

まず、財政悪化リスク相当額の考え方としては、DBと同様だが、対象を退職給付会計上の負担増加額とした。退職給付会計では、将来の見込みに比べ、DBの積立金が減少したり、退職給付債務が増加したりすれば、数理計算上の差異<sup>4</sup>が発生しそれ以降費用償却が必要となるため、負担増加額としている。20年に1度という期間20年については、退職給付債務

<sup>4</sup> 年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務計算に用いた基礎率と実績との差異、基礎率の変更等により発生した差異

---

の計算対象となる支払い見込み期間を考慮して決定するなど、目標とする期間に変えることも可能かと思われる。効果・目的としては、負担増加額をあらかじめ算定することにより、その後の対応に備えることが可能となるということで、退職給付制度のリスク把握としている。DBのように制度としての強制力はなく、あくまでもリスクマネジメントの一環としての把握を考えた。

価格変動リスクについては、DBの標準算定方法と同様とするのがわかりやすく整合的である。期間の20年を変更する場合には、リスク係数の見直しが必要となる。

負債変動リスクについては、DBでは算定しなくてもよいことになっているが、今回の目的はリスクマネジメントであるため積極的に把握し算定すべきと考える。ただ、DBの特別算定方法にもあるように、具体的な方法については様々なものが考えられるため、ここでは、過去の実績から基礎率の変動を考慮して算定する方法を一例として挙げている。

DBにおいて、基礎率によってはその変動または実績により発生する差損が大きくなるケースがあるため、リスクを算定すべき検討のポイントを簡単に記載している。例えば、予定死亡率では、終身年金を採用している場合などで、予定死亡率の改善が債務に与える影響が大きくなるため、負債変動リスクとして算定すべき基礎率ということになる。

退職給付会計の基礎率に関してもこのような観点で検討していくことになる。加えて、通常の予測を超えて変動する基礎率の算定方法については、どの程度基礎率の変動を見込むかは難しい。実際には、過去の実績データなどを参考に算出し、検証しては変更するといった試行錯誤が必要となる可能性もある。また、過去における数理計算上の差異の発生要因分析があれば、負債変動リスクの傾向を把握し、リスク算定の参考にする意味で重要なデータとなる。なお、国際会計基準（IAS19）では、影響の大きい基礎率について感応度分析の開示が求められているが、基礎率変動を一定の幅で変動させた場合の債務の変動を捉える方法も有効かと思われる。

このようなリスクの算定期間であるが、DBの財政計算と同様に少なくとも5年に1回は定期的な見直しを行うことをお勧めする。ただ、退職給付制度の給付設計の変更や人員の大幅変動などがあった場合には、それを待たずに見直しをするのが適切であろう。

その他留意事項としては、将来にわたって債務を算定した場合、債務が変化しない状態、つまり定常状態でない場合には、今後債務の水準が上昇することを考慮するのかわからないのかあらかじめ検討しておく必要があるということだ。また、これまで退職給付債務を見てきたが、できれば勤務費用など定常的に発生する費用についても負担増加するリスクも同様の方法で捉えておくことが望ましいと思われる。

---

## 4. おわりに

上記のように通常の子測を越えて将来発生するリスクを定量化することができれば、そのリスクを財務上許容することが可能かの把握は比較的容易になるものと想像される。許容できない場合には、リスクを低減する方法（例えば、終身年金廃止など）の実施、制度の確定拠出年金等への移行、制度の終了など、具体的にあらかじめ検討することになる。

財政悪化リスク相当額をDBだけでなく退職給付会計上も考慮し算出することで退職給付制度の持続可能性を高める重要なリスク指標となると思われる。退職給付債務算定に関わることから必要に応じて、年金数理人といった専門家への相談も不可欠となる。リスクマネジメント手段の一つとして活用することで、退職給付制度の持続可能性が高まることを期待したい。

## 参考文献

- 厚生労働省告示：厚生労働省告示第412号、平成28年12月14日『確定給付企業年金法施行規則第43条第1項に規定する通常の子測を越えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法』
- 厚生労働省HP開示資料：確定給付企業年金制度の主な改正（平成29年1月1日施行）、『確定給付企業年金の改善』（リスク対応掛金及びリスク分担型企業年金の詳細資料）
- DB数理実務ガイダンス：公益社団法人日本年金数理人会、最終改定2020年6月22日『確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス』

—以上—